

## 日高町施設園芸農家支援事業について

コロナ禍における燃油等の価格の高騰により影響を受けている施設園芸農家に対し、施設(ハウス)の加温設備等に使用する燃料費の一部を助成します。

### 【対象者】

- ①町内に住所を有する農業者。
- ②令和3年中の農業の売上が50万円以上であること。
- ③町内の園芸施設で農産物を栽培し、加温設備で暖房を使用していること。

### 【補助対象経費】

施設園芸用に使用するA重油の購入費

### 【補助額】

A重油 15円/L

### 【受付期間】

令和5年2月28日(火)まで

### 【お問い合わせ先】

産業建設課 ☎ 63・3804

## 日高町燃油高騰対策支援事業について

コロナ禍における燃油等の価格の高騰により影響を受けている漁業者(法人含む)に対し、燃料費の一部を助成します。

### 【対象者】

- ①町内に住所を有し、かつ漁船を所有する比井崎漁業協同組合正組合員。
- ②令和3年中の漁業の売上が50万円以上であること。

### 【補助対象経費】

漁船用に使用するA重油の購入費

### 【補助額】

A重油 15円/L  
(法人は上限100万円まで)

### 【受付期間】

令和5年2月28日(火)まで

### 【お問い合わせ先】

産業建設課 ☎ 63・3804

## 農業用機械購入助成事業 (認定・新規就農者以外)について

農業従事者の高齢化などによる農家の担い手不足が深刻化している中で、農地の荒廃化を防止するとともに意欲的に取り組もうとする農家に対し、農業用機械の購入助成を実施します。

### 【対象者】

町内に住所を有する農業者。

### 【補助対象要件】

前年度より20a経営面積を拡大すること。

### 【補助対象経費】

30万円を上限とし1/5以内  
(20万以上の機械購入)

### 【お問い合わせ先】

産業建設課 ☎ 63・3804

# 日高町農地活用支援事業について

担い手への農地の利用集積や優良農地の保全および耕作放棄地発生防止、農業者の勤労意欲の向上を図るため、農業者が町内の農地を農地中間管理機構を通じて契約した面積に応じて補助金を交付します。

## 【対象者】

農地中間管理事業を通じて農地を借り受けた方。

## 【補助対象要件】

人・農地プラン等の地域の担い手に位置付けられている方。

## 【補助額】

契約面積の合計	基本単価	加算①	加算②	加算③
10a～29a	500円/a	契約年数が5年を超える場合 500円/a	重点実施地区の農地 500円/a	対象農地が遊休・荒廃農地の解消を行う場合は、5,000円/aを加算する。 (ただし、一度に限る)
30a～49a	750円/a		重点実施地区の農地 750円/a	
50a以上	1,000円/a		重点実施地区の農地 1,000円/a	
申請者が法人もしくは町外の場合は、基本単価、加算①、加算②を合計した金額の1/2の補助額とする。				

【お問い合わせ先】 産業建設課 ☎ 63・3804

# 学校給食費支援について

物価高騰の影響を受ける児童・生徒をもつ保護者への経済的負担を軽減するため、令和4年7月分から12月分までの6カ月間、給食費相当分を支援します。

【お問い合わせ先】 教育委員会 ☎ 63・2038

# 水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症に関連した経済的影響を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため、令和4年7月検針分から12月検針分までの6カ月間、水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。なお、手続きは不要です。

【お問い合わせ先】 上下水道課 ☎ 63・3805